

# 月報私学

10 2010

VOL.154

日本私立学校振興・共済事業団広報



明るく開放的な新キャンパスで、『看護師・保健師・理学療法士』を目指す  
写真提供：学校法人 群馬パース学園 群馬パース大学（群馬県高崎市）

## CONTENTS

- 平成23年度 私学助成関係予算の概算要求…………… 2
- 平成23年度 専修学校関係予算の概算要求…………… 4
- 事業団資金で明日を拓く…………… 6
- 随想「食育を考える」 女子栄養大学学長 香川芳子 …… 7
- 平成22年12月1日から加入者証がカード化されます②…………… 8
- 定年以外で継続して再雇用された場合も標準給与の即時改定の対象となります／  
医療費通知の送付…………… 10
- 積立共済年金・共済定期保険 後期募集…………… 11
- 被扶養者認定申請—ポイントと事例①…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

## 平成二十三年

## 度 私学助成関係予算の概算要求

### 文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育研究案件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところ

二十三年度の私学助成関係概算要求の概要は以下のとおりです。

#### 一 私立大学等の経常費に対する補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

二十三年度概算要求においては、授業料減免の充実、私立大学等の質の高い教育研究活動及びマネジメント改革を支援するため、従来の一般補助と特別補助を抜本的に組み替えるとともに、基盤的経費の拡充を図ります。

一般補助では、教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について引き続き支援するとともに、従来の特別補助の対象となっていた取組のうち、共通的な取組として一般化した活動についても支援を行います。

特別補助では、新成長戦略を踏まえ、①成長分野で雇用に結びつく人材の育成、②社会人学生の組織的な受け入れ、③大学等の国際交流の基盤整備、④大学院等の持続可能性のある発展の基盤整備、⑤大学のガバナンス強化など、私立大学等のマネジメント改革を伴った概算要求を八月三十一日に提出しました。

た組織的な取組の定着を図ります。

また、学生の経済的負担軽減の支援としては、各大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等への支援を拡充するとともに、学生の経済的負担の軽減のための支援体制を学内に構築している大学等に対する支援を新たに行います。

#### 二 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助

私立高等学校等経常費助成費等補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校に経常費助成を行う都道府県に対して、国が補助するものです。

二十三年度概算要求においては、新学習指導要領の実施に向けた教育環境の充実及び衛生管理強化などのため、生徒等一人あたりの単価を増額するとともに、授業料減免補助や障害のある子どもが在園する私立幼稚園への支援など、都道府県による経常費助成等に対する補助を充実することとしています。

#### 三 私立学校の施設・設備に対する補助

私立学校の施設・設備に対する補助にかかる二十三年度概算要求においては、近年の大規模地震の多発に鑑み、高等学校等の耐震補強工事の補助率の嵩上げや私立学校施設高度化推進事業

費補助（利子助成）の学校法人負担率の引き下げを一年間延長することとしています。

また、学生・生徒等の安全を確保するための学校施設の耐震化事業を拡充し、耐震補強工事への補助に加え、新たに耐震性の低い校舎等の建替えの一部（耐震補強相当分）に対する補助を行うとともに、私立学校施設高度化推進事業費補助では、建替え整備事業について、高等学校等の学校法人負担率を大学等と同等にすることや、耐震補強事業を利子助成の対象とすること並びに幼稚園を補助対象に追加することを要求しています。

耐震化以外にも、アスベスト対策工事や身体障害者及び高齢者等の施設利用に配慮したバリアフリー化、情報教育や教育・研究の基盤強化など、教育研究機能の高度化のための施設・設備の充実や低炭素社会の実現に向けた私立学校施設の整備の推進を支援して参ります。

#### 四 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の二十三年度の貸付事業については、私立学校の老朽校舎等の建替え整備事業をはじめとした施設・設備の整備等に対する貸付計画額を八〇〇億円とし、その財源の一部として財政融資資金三二六億円を要求しています。

## 平成23年度概算要求 私学関係

| 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 平成22年度<br>予算額 | 平成23年度<br>概算要求額 | 比較増<br>△減額 | 備 考 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------|------------|-----|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 百万円           | 百万円             | 百万円        |     |
| (1)私立大学等経常費補助                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 322,182       | 332,932         | 10,750     |     |
| <p>○概要： 授業料減免の充実、私立大学等の質の高い教育研究活動及びマネジメント改革を支援するため、従来の一般補助と特別補助を抜本的に組み替えるとともに、基盤的経費の拡充を図る。</p> <p>◆一般補助 (281,632百万円)<br/>教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について引き続き支援するとともに、従来の特別補助の対象となっていた取組のうち、共通的な取組として一般化した活動についても支援を行う。</p> <p>◆特別補助 (51,300百万円)<br/>新成長戦略を踏まえ、私立大学等のマネジメント改革を伴った組織的な取組の定着を図る。<br/>・成長分野で雇用に結びつく人材の育成<br/>・大学ガバナンス強化支援<br/>・授業料減免や学生の経済的支援体制等の充実 等</p>                   |               |                 |            |     |
| (2)私立高等学校等経常費<br>助成費等補助                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 99,850        | 101,100         | 1,250      |     |
| <p>○概要： 私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等を補助する。</p> <p>◆一般補助 (89,272百万円)<br/>各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。</p> <p>◆特別補助 (9,086百万円)<br/>各学校の特色ある取組を支援する。<br/>・幼稚園特別支援教育<br/>・授業料減免事業 等</p> <p>◆特定教育方法支援事業 (2,742百万円)<br/>特別支援教育の支援など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を補助する。</p>                                                                       |               |                 |            |     |
| (3)私立学校施設・設備の整備<br>の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 17,003        | 17,254          | 251        |     |
| 〔他に、財政融資資金〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 〔32,600〕      | 〔32,600〕        | 〔0〕        |     |
| <p>○概要： 地震により倒壊の危険性がある学校施設のうち耐震性の低い校舎等を中心とした耐震補強に対する支援のほか、新たに耐震性の低い校舎等の改築（建替え）に対する支援を行うとともに、教育研究機能の高度化のための施設・設備整備の推進を図る。<br/>また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。</p> <p>◆耐震化の促進 (6,177百万円)<br/>学校施設の耐震化を促進するため、耐震性の低い施設を中心とした耐震化事業を支援する。</p> <p>◆教育・研究装置等の整備 (10,590百万円)<br/>教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援する。</p> <p>◆私立大学病院の機能強化 (487百万円)<br/>私立大学病院の建替え整備事業に係る借入金に対し利子助成を行い、病院の機能強化を支援する。</p> |               |                 |            |     |
| 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 439,035       | 451,286         | 12,251     |     |



平成二十三年度

専修学校関係予算の概算要求

文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室

専修学校は、社会の多様な要請に即応した実践的・専門的な職業教育を行う教育機関として大きな役割を果たしており、教育基本法においても、専修学校を含めた職業教育の重要性が明らかにされ、その役割は益々高まっています。

平成二十二年五月現在、学校数は三、三一〇校、生徒数は約六四万人となっており、特に高等学校卒業等を入学資格とする専門課程（専門学校）の生徒数は約五六万人、専門学校への新規高卒者の進学率は一五・九％と、大学に次ぐ進学先であり、専門学校は我が国の高等教育機関としても重要な一翼を担っています。

文部科学省では、このような専修学校の果たす役割の重要性に鑑み、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めています。

概算要求の主な概要は次のとおりです。

成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進【新規】

産業構造・社会構造の変化等が進む中で、我が国経済社会の一層の発展を期するためには、経済発展の先導役とな

る成長分野、我が国が強みを持つ産業分野や、新たな人材需要の高まりが予想される分野等への人材シフトを円滑に進めるとともに、それらの人材が有する専門技術を高めていくことが重要です。

このため、専門学校をはじめとする教育機関と企業・業界団体等により「産学コンソーシアム」を構築して、教育プログラムのモジュール化・体系化を通じた学びやすい学習システムの構築や、教育の質保証の仕組みの整備等に向けた先導的な取組を進め、成長分野等を担う中核的専門人材の養成を戦略的に推進していくこととしています。

【推進する分野例】

- ①環境・エネルギー、②食・農林水産、③医療・健康、④介護・保育等、⑤クリエイティブ（コンテンツ、デザイン・ファッション等）、⑥観光、⑦IT、⑧その他

【推進する取組】

- ① 社会人等が学びやすい学習システムの整備（産業界との連携による「学習ユニット積上げ方式」の構築）  
② 産業界と連携し、各分野ごとに、企業・業界団体等のニーズを踏ま

えつつ、主要領域の中核的専門人材を養成するための短期教育プログラム（学習ユニット）の開発を推進。

○短期教育プログラムは、モジュール化・体系化を図り、

・短期の学修成果の積上げにより当該職域等に関する知識・技術を体系的に身に付けられ、

・時間的余裕の少ない社会人等でも自己のニーズにあったプログラムに選択的にアクセスできる「学習ユニット積上げ方式」の学習システムを構築。

② また、短期教育プログラムについては、産学コンソーシアムの枠組みを活用して、より多くの教育機関への導入、多様なレベル・職種での対応を可能にするためのバリエーション化を促進し、その成果については、コンソーシアム内での共有化に加え、他の教育機関等に公開・提供してその普及を図る。

② 産業界との連携による教育の質保証の仕組みの整備

○短期教育プログラムについては、産学コンソーシアムの枠組みを活用し、  
・産業界の視点を入れた効果測定・評価を行うとともに、産業界等からの新たなニーズも取り入

れ、その内容を逐次改善・更新していくとともに、

・当該教育プログラムを導入しようとする学校に対するプログラム認証の仕組みについても、年次計画により調査研究を行い、その整備を通じ、「キャリア段位制度（日本版NQV）」の構築へとつなげていく。

このように、成長分野等を担う中核的専門人材の養成を戦略的に推進していくために必要な経費を計上しています。

専修学校留学生総合支援プラン

新成長戦略（二十二年六月閣議決定）においては、アジア経済戦略の一環として、二〇二〇年までに質の高い外国人学生の受け入れを三〇万人にすることを目指し、「専門学校への留学支援」を進めることとしています。

専修学校においては、アジアを中心とする各国からの留学生を積極的に受け入れ、高度な技術の担い手として、アジア諸国と我が国との架け橋となる人材の育成を行っています。これら留学生については日本での就職や地域への定着等の面でなお困難を抱えており、今後、留学生の受け入れの一層の拡大を図る上で、この点が隘路となっています。

このため、地域における相談窓口等

| 平成23年度 専修学校関係概算要求について                                                                                                                                                                                                                              |                |                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------|
| 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課                                                                                                                                                                                                                                |                |                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                    | 【単位:百万円】       |                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                    | 23年度<br>要求額    | (22年度予算額)          |
| <b>1 国際戦略としての人材養成プロジェクト等の推進</b>                                                                                                                                                                                                                    |                |                    |
| ○ 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進【新規】<br>成長分野等を担う中核的専門人材の養成を戦略的に推進するため、産学のコンソーシアムを形成し、教育プログラムのモジュール化を通じた学びやすい学習システムの構築や、教育の質保証の仕組みの整備等に向けた先導的な取組を推進。                                                                                                      | 519            | ( - )              |
| ○ 専修学校留学生総合支援プラン<br>専門学校における留学生の受入れ拡大を図るため、地域における相談窓口等の設置や、支援情報の提供、日本での就職に際し求められる能力の修得のための学習機会の整備、企業インターンシップの促進など、留学生の就職・生活支援の取組を総合的に進めるための体制を整備。                                                                                                  | 99             | ( 133 )            |
| ○ 国費外国人留学生制度(専門学校分)<br>専修学校(専門課程)における国費留学生の計画的受入れを推進。                                                                                                                                                                                              | 653            | ( 772 )            |
| <b>2 安心して学べる環境の実現に向けた修学支援</b>                                                                                                                                                                                                                      |                |                    |
| ○ (独)日本学生支援機構の奨学金事業(専門学校分含む)【拡充】<br>専門学校生を含め、意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、経済的理由により修学困難な学生等を支援する奨学金事業を充実。<br>( ・貸与人員の拡充(対前年度比 無利子:10.6%増 有利子:10.4%増)<br>・無利子奨学金の貸与基準を満たしながら貸与を受けられない残存適格者の解消<br>・学力基準の緩和(成績上位者1/3から2/5へ 〈5ヵ年計画:1年目は0.65万人増〉) ) | 143,999<br>の内数 | ( 130,899 )<br>の内数 |
| ○ 高校生に対する給付型奨学金事業(高等専修学校分含む)【新規】<br>全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得家庭の生徒に対して授業料以外の教育費負担を軽減するための給付型奨学金事業を創設。<br>( ・対象者:①低所得世帯(年収約350万円未満程度)の生徒<br>②特定扶養控除対象により負担増となる生徒<br>対象:定時制・通信制高等学校、特別支援学校(高等部)<br>・支給額:①年額18,300円<br>②年額24,500円~62,000円 )      | 12,186<br>の内数  | ( - )<br>の内数       |
| ○ 高等学校等就学支援金(高等専修学校分含む)<br>全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、専修学校(高等課程)の生徒については高等学校等就学支援金を支給。<br>( ・支給上限額:年額118,800円(低所得世帯には、さらに59,400円~118,800円を加算して支給)<br>【専修学校(高等課程)生徒数:38,453人(平成22年5月1日現在)】 )                                                  | 153,561<br>の内数 | ( 154,186 )<br>の内数 |
| <b>3 専修学校の教育基盤の整備</b>                                                                                                                                                                                                                              |                |                    |
| ○ 専修学校教育等の運営改善に関する調査指導<br>専修学校教育の現状及びその振興方策に関する調査・研究協議、情報提供等。                                                                                                                                                                                      | 10             | ( 20 )             |
| ○ 私立専門学校における教育装置・情報設備等の整備に対する補助<br>・専修学校(専門課程)の教育装置・学内LAN 装置の整備費について補助 [222百万円]。<br>・専修学校(専門課程)の情報処理関係設備の整備費について補助 [764百万円]。                                                                                                                       | 986            | ( 1,090 )          |
| ○ 専修学校教員研修事業等補助<br>財団法人専修学校教育振興会が行う教員研修に対する補助。                                                                                                                                                                                                     | 9              | ( 10 )             |
| <b>◆ その他</b>                                                                                                                                                                                                                                       |                |                    |
| ○ 地域・社会の求める人材を養成する大学等連携事業【新規】<br>大学間コンソーシアムに、行政、企業、NPO等とともに専門学校が連携して、地域の様々な資源を活用しながら、社会人をはじめとする多様な学生を対象として、地域に根ざした雇用や社会参加に結びつく教育プログラムを開発・提供する取組を支援。                                                                                                | 3,739<br>の内数   | ( 4,800 )          |

の設置や支援情報の提供、日本での就職に際し求められる能力を修得するための学習機会の整備、企業インターンシップの促進など、留学生の就職・生活支援の取組を総合的に進めるための体制の整備を推進し、専門学校にお

る留学生の受け入れ拡大を図るために必要な経費を計上しています。  
なお、二十三年度からは、これまでの事業実績(二十一・二十二年)を踏まえ、個々の専修学校による取組から、広域的な支援体制整備の取組に重

点化して、事業の推進を図ることとしていきます。

安心して学べる環境の実現に向けた修学支援

専門学校生を含め、意欲と能力のあ

る学生・生徒が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、経済的理由により修学困難な学生・生徒を支援する(独)日本学生支援機構の奨学金事業の充実に必要な経費を計上しています。

また、二十三年度より、すべての意志ある高校生等(専修学校(高等課程)に通学する生徒を含む)が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯(年収約三五〇万円未満程度)の生徒に対して授業料以外の教育費負担を軽減するための給付型奨学金事業の創設に必要な経費を計上しています。

このほか、二十二年より措置された高校生等(専修学校(高等課程)に通学する生徒を含む)を対象とした高等学校等就学支援金に必要な経費についても引き続き計上しています。

専修学校の教育内容等を充実するための支援策

以上のほか、科学技術の高度化や情報化などに対応した専門性の高い知識、技術の習得に応えるよう、教育内容の充実を目指す私立専修学校に対し、教育装置や情報処理関係設備の整備費について補助する私立大学等研究設備整備費等補助及び私立学校施設整備費補助について必要な経費等を引き続き計上しています。

## 事業団資金で

## 明日を拓く

未来はここから  
—学びを加速する新たな空間—

### 学校法人 広島女学院

対象校・広島女学院高等学校

(広島県広島市)

対象事業・校舎新築(地上四階建)

JR広島駅から徒歩十二分、学校周辺には縮景園や広島県立美術館などがあり、市街中心部でありながら緑の多い、落ち着いた雰囲気の中にある広島女学院中学高等学校を訪れました。

### 百年を超えるキリスト教主義女子教育

広島女学院は一八八六年(明治十九年)、砂本貞吉牧師により、聖書と英語の女子塾として誕生しました。翌年、N・B・ゲーンズ宣教師をアメリカから招き、一八九〇年(明治二十三年)に現在の地に最初の校舎が建設されました。

創立当初から守り続けてきたキリスト教主義教育の伝統は、今も女学院を支え、幼稚園・中学校・高等学校・大

学・大学院をもつ総合的な学園として、多くの卒業生を輩出しています。

### 学びやすい環境—檜の香りとぬくもり

一九六四年(昭和三十九年)に建設された旧高校校舎は老朽化が著しくなり、前校長を中心に教員と設計者、施工業者が使う側の生徒の立場に立ち、七十九回にわたる新校舎建築委員会の開催を経て、二〇〇九年(平成二十一年)に本校西校地に新校舎が竣工しました。



校舎の外壁は打ち放しのコンクリート

校舎に入ると、国産の檜等をふんだんに使用した各教室の壁、フロアにま

るでオープンカフェのようです。床

は腐りにくい南米産の木材(イペ)を使用し、所々にオリブの木の鉢植えが置いてあります。お昼休みなどに生徒たちが気持ちよく過ごせる快適な空間となっています。



快適なウッドデッキテラス

旧校舎の約一・四倍、二、〇〇〇平方メートルと面積が増加した教室は開放感でいっぱいとなっています。

二階は、教員室の向い側に広い自習室を二つ、セミナー室を二つ、大講義室を一つ設置することにより、生徒の自発的な学びや教員とのコミュニケーションを図る起点となるフロアとして機能しています。

屋上は部分緑化が施された庭園となっています。また、一四四枚の太陽光パネルを設置し、最大三〇キロワット(全教室の照明の約半分を賄える電力)の発電によって、環境への貢献に

大いに役立っているとのこと。



屋上までの吹き抜け、「光庭」が校舎全体を明るくする

### 元金均等償還と利子助成が決め手

この施設整備事業は、自己資金と私学事業団資金により実施されました。本事業団資金は元金均等償還で将来計画が立てやすく、利子助成制度の対象事業であるということが、ご利用いただいた理由とのこと。

新校舎のチャペルにある生徒のデザインによるステンドグラスの煌きに、広島県の歴史とともに歩んできた伝統校の堅実な未来を感じました。

### 問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部 融資課

☎〇三(二三三〇)七八六二七八七一

Eメール yush@shigaku.go.jp



## 想 食育を考える

随 女子栄養大学学長 香川 芳子

平成十七年に食育基本法が成立し、学校で食育を推進するための指導体制として栄養教諭制度が創設されるなど、食育という言葉が盛んに使われ始めた。日本は世界一の長寿国であり、日本食は世界中で健康食として評判なのに、と思う向きもある。しかし現実には医療費の増加は止まるところを知らず、国民医療費は年に三五兆円以上と国民所得の一〇％に迫っている。

## 食育と生活習慣病

現在、七十歳以上の三〇％以上が糖尿病患者\*である。糖尿病性腎症は新たに透析を始める患者の原疾患の第一位となった。透析患者には一人当たり年間七百万円かかるという。高血圧も多く、七十歳以上の約七〇％が高血圧症で、そのうち約半数が降圧剤を服用している。高血圧は脳梗塞や心筋梗塞の主因のひとつである。痛風も増加している。これらの疾患は若い時からの食生活の影響を受け、長く無症状で進行し、発症してから食生活を改めてもなかなか治らない。こうした生活習慣病が増えたのは食生活の洋風化と飽食にも原因がある。

厚生労働省の国民健康・栄養調査結

果によると、現在、四十歳から七十四歳の男性の五〇％以上が生活習慣病の前駆状態のメタボリック・シンドロームであるという。最近やつとメタボリック・シンドロームが取り上げられ、食事指導がクローズアップされるようになったのは周知のとおりである。ではどうしたらよいのか。日頃の食習慣の結果なのであるから、良い食生活を実践していれば予防できる。好きなものを好きなだけ食べていては生活習慣病を発症するリスクが高まるばかりである。

人は自らの食物を変えてしまった。精製したエネルギー源（油脂、砂糖、アルコール飲料）は口に美味しく、過剰に摂取すると肥満を招き、たんぱく質やビタミン、ミネラルなどの栄養分は少ないため、偏って摂取するとバランスを欠く。一方、野菜や芋、果物などの摂取量は減少している。

今日、栄養学では、どう食べれば健康で生活習慣病を予防できるかが明らかになっている。正しい食べ方を身につけることで生活習慣病の大部分は予防できるのである。実践すれば健康で活動的に生涯を送ることができる。

しかし、何をどのように食べれば良いかを知らない人が多く、知っていたとしても実践できていない。本学の新生は入学と同時に自らの食事記録をとり、正しい食べ方と比較するが、あまりのアンバランスに啞然とする者が

大部分だ。家庭科は男女共修にはなったが、内容も幅広くなり食に関する授業は少なく、日々の食生活にはあまり活かされていないようだ。その結果、自由に口に合うものを好きなだけ食べることが多くなり、生活習慣病の増加につながる要因となっている。幸い栄養士が献立している日本の学校給食は栄養学的にも衛生的にも良い食事を提供し、給食を受けている時期の児童・生徒は世界的にも健康状態が優れている。しかし、学校給食の栄養士は学校現場では食と健康のプロであるが、教員ではないので児童・生徒に直接教えることが認められていなかった。栄養教諭制度は発足したが、自治体での採用が極めて少なく、食育により自発的に食生活を変えるには至っていない。

## 現代の食生活の変化

家庭での食生活も様変わりした。外食・既製食品の増加、生活時間の違い、例えば遅い帰宅、児童・生徒の塾通い等により家族で食事をする機会が減少し朝食欠食もみられる。核家族の増加も伝統食を減らす要因であろう。

このように現代の日本人で健康を維持できる食生活を知り実践している者はごく少ない。これが医療費増加の主な要因であることは明らかで、それが冒頭の食育基本法や栄養教諭制度発足等の主な理由である。

人々が健康維持のできる食生活をす

れば高齢になっても若い人々の負担になることも減るであろう。「人は食物を変えてしまったため、食べ方を学ばなければ減んでしまう」と思う。正しい食生活を学ぶために、義務教育で食育を実施することが重要である。

## 今後の食育への期待

健康維持のできる食生活を実践する方法として、本学が考案した四群点数法は簡単ですぐに実践できる。筆者は、新入生には前期授業で四群点数法により自らの食生活を点検・評価させている。本人が正しい食生活で健康になり、能力を最大限に発揮した生涯を送り、その家族も健康になってほしいとの願いからである。その結果、学生からはメタボリック・シンドロームが改善したり食卓の会話が増加したりと、家族からも喜ばれているとの報告がされている。

義務教育で基本的な食生活のあり方を教えるのが食育の基本であるが、食育が徹底していないため、今は成人も含めて多くの人が誤った食べ方で健康を害している。入学、入職時など機会あるごとに食についての教育を受け、自ら食について考える習慣や「何をどれだけ食べたらよいか」正しい知識と判断力を身につけ、実践することを期待している。

\*「糖尿病の可能性を否定できない人」を含む。

# 加入者証がカード化されます②

平成二十二年十二月の更新を機に加入者証をカード化し、加入者には「加入者証」を被扶養者には「加入者被扶養者証」(以下「更新加入者証等」という)を交付します(本誌八月号参照)。今月号では、カード化に伴う変更点と更新時の事務の取り扱いについてお知らせします。

## カード化に伴う変更点

### 1. 加入者証等の記載項目

- 加入者証の表面には、①加入者記号番号、②加入者氏名、③生年月日、④性別、⑤資格取得年月日、⑥発行番号、⑦交付年月日が記載されています。

### 加入者証

私立学校教職員共済 【本人】加入者 ⑥発行番号 1234567890  
加入者証 ⑦平成22年12月 1日交付  
①記号 13A9999 番号 00001  
シバク タロウ  
②氏名 私学 太郎  
③生年月日 昭和33年12月30日 ④性別 男  
⑤資格取得年月日 昭和53年 4月 1日  
保険者所在地 東京都文京区湯島1丁目7番5号 TEL.03-3813-5321  
保険者番号・名称 341130021 日本私立学校振興・共済事業団

### 資格取得年月日

- 現在勤務している学校での資格を取得した年月日です。
- 私学共済に加入している学校から1日の空白もなく、別の学校で資格取得した場合(継続資格取得)や同一学校法人内での異動の場合でも後任校での資格取得年月日が記載されます。

### 加入者被扶養者証

私立学校教職員共済 【家族】被扶養者 ⑦発行番号 1234567890  
加入者被扶養者証 ⑧平成22年12月 1日交付  
①記号 13A9999 番号 00001  
シバク ハナコ  
②氏名 私学 花子  
③生年月日 昭和36年 2月20日 ④性別 女  
⑤認定年月日 昭和53年 4月 1日  
⑥加入者氏名 私学 太郎  
保険者所在地 東京都文京区湯島1丁目7番5号 TEL.03-3813-5321  
保険者番号・名称 341130021 日本私立学校振興・共済事業団

### 住所

- 加入者証等の住所欄に記入のうえ、使用してください。
- 転居等により加入者の住所が変更となった場合は、住所変更を所定の用紙により行ってください。変更後の住所に訂正し、加入者証等はそのまま使用してください。
- 住所欄の余白がなくなった場合は、加入者証等の再交付申請をしてください。

### 加入者証・加入者被扶養者証の裏面

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。  
住所  
備考  
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。(記入は自由です。)記入する場合は、1.2.3.のいずれかの番号を○で囲んでください。  
1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後**のいずれでも移植の為に臓器を提供します。  
2. 私は、**心臓が停止した死後**に限り、移植の為に臓器を提供します。  
3. 私は、臓器を提供しません。  
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)  
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】  
〔特記欄〕  
署名年月日： 年 月 日  
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

### 臓器提供意思表示欄

- 自分の意思に合う番号をひとつだけ○で囲んでください。記入は任意であり、記入を義務付けるものではありません。
- 臓器提供意思表示欄に意思表示欄保護シールを上から貼り付けて使用できます。
- 臓器提供意思表示欄に記入した後においても、いつでも臓器提供に関する意思を変更することができます。

● 従来の加入者証等に記載していた学校等名称及び学校所在地は省略することになりました。

● 従来記載していた注意事項は、周知することを前提に省略することができ、規定改正を行いました。更新加入者証等を送付する際に同封する注意事項を必ずお読みいただきますようお願いいたします。

※記載内容に誤りがある場合は、「加入者異動報告書」又は「被扶養者異動報告書」により手続きをしてください。



2. 「臓器提供意思表示欄」の記載

「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」が二十二年七月十七日から施行されています。私学事業団では、法律の趣旨を踏まえ「臓器提供意思表示欄」の取り扱いを、他の医療保険者と同様に「臓器提供意思表示カード」の記載の例により、更新加入者証等に記載することにしました。臓器提供意思表示欄への記入は任意であり、記入を義務付けるものではありません。臓器提供意思表示に関するリーフレットと意思表示欄保護シールは、更新加入者証等と一緒に送付します。

なお、加入者あてのリーフレットの記載内容については、私学共済事業ホームページにも掲載しています。

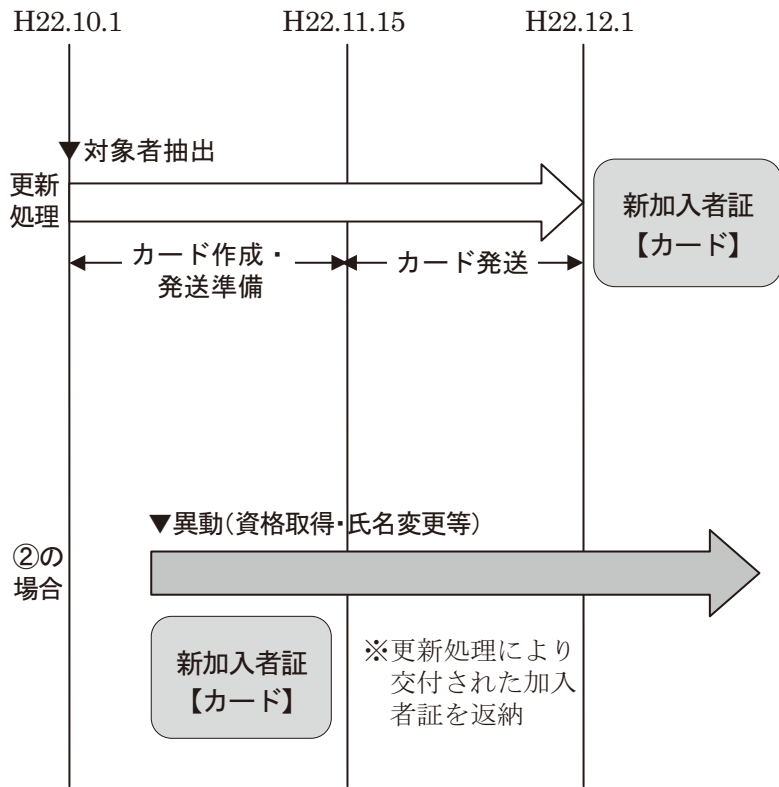
更新時の事務の取り扱い

1. 更新加入者証等の加入者への交付方法

更新加入者証等は、二十二年十月一日現在のデータに基づいて作成しています。更新にあたっては次のとおり取り扱ってください。

- 更新加入者証等は、加入者ごとに封入・封かんし、送付します。二十二年十一月三十日まで学校（園）で保管し、十二月一日を期して加入者が所持している従来の加入者証等と引き換えに交付してください。
- 二十二年十月一日以降に資格取得

【更新加入者証等交付の流れ】



など加入者証等が交付される異動報告が処理された場合は、新たな内容で加入者証等を交付します。一斉送付する更新加入者証等は異動報告前の内容になりますので、十月以降に異動報告が処理され、新たな加入者証等が交付されている該当者については、一斉送付した更新加入者証等は加入者に配付せず、お手数ですが本事業団あてにそのまま返送してください。

2. 回収した加入者証等の取り扱い

加入者から回収した従来の加入者証等は、「平成二十二年度加入者証等更新結果報告書」と一緒に十二月十七日（金）までに本事業団あてに返納していただくか、学校（園）の責任において一年間保管したうえ、機密保持等に十分留意した方法により学校（園）で廃棄していただくか、いずれかを選択のうえ取り扱ってください。

また、加入者証の回収強化を図るた

|                              |
|------------------------------|
| 資格喪失報告書                      |
| 所属学校等変更報告書                   |
| 加入者異動報告書                     |
| 被扶養者認定・取消申請書                 |
| 被扶養者異動報告書                    |
| 加入者証・加入者被扶養者証・高齡受給者証再交付申請書 ※ |
| 加入者証等返納不能届書 ※                |

※印の様式は必ず新用紙をご使用ください。

3. 様式用紙の変更

加入者証のカード化に伴い次の様式用紙も変更となります。十月以降は新用紙をご使用ください。

※「福祉施設等利用証」が必要な場合はお申し出ください。

※「福祉施設等利用証」は本事業団あてに返納していただくか、学校（園）の責任において一年間保管したうえ、機密保持等を十分留意した方法により学校（園）で廃棄していただくようお願いいたします。

●丙種校の取り扱い

従来、更新時に送付していた「福祉施設等利用証」は、カード化に伴い発行しないこととなりました。福祉施設等の利用にあたっては「加入者資格証」を提示してください。回収した「福祉施設等利用証」は本事業団あてに返納していただくか、学校（園）の責任において一年間保管したうえ、機密保持等を十分留意した方法により学校（園）で廃棄していただくようお願いいたします。

めに、本事業団は加入者証の回収記録の個別管理を行うとともに、加入者証の返納が確認できるまで、「加入者証回収調査票」を送付します。

## 定年以外で継続して再雇用された場合も 標準給与の即時改定の対象となります

六十歳以上の退職共済年金の受給権者である加入者が、同一学校法人等において定年により一旦退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用され、再雇用時の給与が変更となった場合は、申し出により標準給与を即時に改定することができます。この取り扱いが平成八年六月一日から実施しています。

この度、定年による退職後継続して再雇用された場合に加え、六十歳以上の退職共済年金の受給権者である加入者が、定年制のある学校法人等において定年によらず退職した後、継続して再雇用された場合、及び定年制の定めのない学校法人等において退職した後、継続して再雇用された場合についても、当該学校法人等からの申し出に基づき、再雇用された日の属する月の給与月額に、当該月から標準給与を変更できることとなりました。

### 1. 要件 (①～③すべてに該当)

- ①六十歳以上の退職共済年金の受給権者
- ②同一学校法人等において一旦退職

し、一日の空白もなく引き続き再雇用された加入者

- ③再雇用時に給与が変更となった加入者

### 2. 給与改定月

給与が変更となった日の属する月を算定基礎月として、当該算定基礎月を随時改定月とします。この場合、等級の変更でも対象とします。

### 3. 申し出方法

①「標準給与改定届書(即時改定用)」  
※加入者本人が給与変更をすることの同意(届書の「本人の同意」欄に署名・押印)が必要です。

②その者が退職をした後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類(再雇用契約書の写し等)を添付

### 4. 実施日

二十二年九月一日

※九月一日以後に再雇用契約を結んだ人について適用されます。

## 医療費通知の送付

五月診療の医療費について十月下旬に  
「医療費のお知らせ」をお送りします

### 1. 医療費通知の目的

病気やケガの治療のために加入者証を使って保険診療を受けると、窓口で医療費の一部を受診者が支払い、残りの医療費を社会保険診療報酬支払基金を経て私学事業団が医療機関に支払う仕組みになっています。このため、医療費の総額については、わかりにくいのが現状です。

本事業団では、「健康であることの大切さ」を再認識し、「医療費の適正化」を図ることを目的として、毎年、医療機関からの五月分の請求について、保険診療の対象となった医療費の総額をお知らせしています。

通知には、受診者名、受診年月、診療科目、診療日数、医療費総額、自己負担額を記載しています。医療機関名や疾病名など診療内容については記載していません。

また、入院時の差額ベッド代や自費診療などの医療費は含まれません。このため、窓口負担額と通知する自己負担額が一致しないこともあります。

### 2. 医療費通知について

お願い

医療費通知は、加入者等のプライバシーにかかわることから「親展」扱いとして、十月下旬に学校法人等あて(任意継続加入者は自宅あて)に送付します。通知の趣旨を説明のうえ加入者に渡してください。



# 積立共済年金・共済定期保険 後期募集（平成23年4月1日加入）

**募集期間 11月1日（月）～11月30日（火） 私学事業団必着**

## ●積立共済年金（つみきょう）

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職（脱退）後に年金などを受け取ることができる公的年金を補完する制度です。

月々2,000円（2口）の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です。

この制度には右の2コースがあります。

### 税制適格コース （個人年金保険料 控除の対象）

満65歳までに10年以上掛金を積み立て  
→退職（脱退）後、年金又は一時金を選択

### 自由選択コース （一般生命保険料 控除の対象）

満65歳までに2年以上掛金を積み立て  
→退職（脱退）後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を複数選択可能

## ●共済定期保険（きょうさいていき）【共済定期保険専用フリーダイヤル ☎0120（716）267】

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右のとおりです。

※1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還元します。

| 平成21年度配当率       |        |
|-----------------|--------|
| 家族年金コース・学校加入コース | 40.68% |
| 医療保障コース         | 46.94% |

※退職後も継続して加入できる「退職後保障プラン」を引受保険会社で用意しています。このプランの加入資格年齢は18歳以上で共済定期保険脱退日直前まで継続して2年以上加入している人が対象です。

募集にあたっては、個別案内付申込書が入った封筒を10月下旬に学校法人等あてに送付しますので、加入者に配付をお願いします。

### 家族年金コース

（主契約です）

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。独身の人も加入することができます。（配当金を還元）

### 医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき  
（配当金を還元）

### 医療費支援コース

1日以上入院も保障  
その他手術、女性疾病にも対応

### 3大疾病保障コース

がん、急性心筋梗塞、脳卒中と診断され、所定の状態となったとき

### 長期休業補償コース

病気やケガで60日（免責期間）を超えて就業不能となったとき

### 学校加入コース

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています。（配当金を還元）

## ●申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退（共済定期保険のみ）」を受け付けます。

積立共済年金の新規申し込みは「新規加入申込書」を、すでに積立共済年金に加入している人が他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更（増口・減口）申込書」にて申し込んでください。

共済定期保険の申し込み（新規・変更・脱退）は、パンフレットに記載されている加入資格（告知内容）、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にて手続きをしてください。

**送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係**

※より詳しく知りたい教職員を対象に、学校に訪問して説明会を開催いたします。ご希望の場合は貯金係までお申し出ください。





**事例1 子供が生まれたので被扶養者として認定申請したい**

子の認定申請をする場合、被扶養者とすべき子の人数にかかわらず、夫婦それぞれの年間収入の多い方の被扶養者となります。

被扶養者認定申請書にある「扶養手当の有無」「扶養手当の月額」欄は必ず記入してください。子の認定は、学校法人等からの扶養手当の有無や、配偶者が被扶養者になっているかどうかによって添付書類が異なります。

※配偶者が育児休業等により休業している場合、配偶者の年間収入は休業前の金額で比較します。

※夫婦双方の年間収入が同程度である場合、被扶養者の地位の安定を図るため、届け出により主として生計を維持する人の被扶養者としています。

「同程度」の範囲については、「夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の額の1割以内である場合」とされています。

**【添付書類】**

|                                      | 配偶者が被扶養者として認定されている場合                                   | 学校法人等から扶養手当が支給される場合 | 学校法人等から扶養手当が支給されない場合                                                |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 続柄及び生年月日を確認する書類<br>(①②のいずれか)       | ①子の戸籍抄本（又は謄本）<br>②子の住民票（加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る） |                     |                                                                     |
| 2 加入者及び配偶者の年間収入を確認できる書類<br>(①②のいずれか) |                                                        |                     | ①勤務先の年収見込証明書<br>(ただし、前年の勤務期間が1年に満たないときは、年収見込証明書に限る)<br>②前年の源泉徴収票の写し |

**事例2 子供を配偶者の扶養から加入者の扶養に変更したい**

子について、配偶者の健康保険等の被扶養者として認定されているが、加入者の年収が配偶者よりも多くなる見込みである（又は多いことが判明した）ため、扶養替えをする場合の添付書類は次のとおりです。

**【添付書類】**

|                                      | 学校法人等から扶養手当が支給される場合                                    | 学校法人等から扶養手当が支給されない場合                                                                                                     |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 続柄及び生年月日を確認する書類<br>(①②のいずれか)       | ①子の戸籍抄本（又は謄本）<br>②子の住民票（加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る） |                                                                                                                          |
| 2 加入者及び配偶者の年間収入を確認できる書類<br>(①②のいずれか) | ①勤務先の年収見込証明書<br>②前年の源泉徴収票の写し                           |                                                                                                                          |
| 3 子の収入に関する書類                         | (1)子が18歳未満の場合                                          | 原則として添付書類は必要ありません。<br>ただし、子に収入がある場合は、(3)の書類が必要です。                                                                        |
|                                      | (2)子が18歳以上で学生の場合<br>(①②のいずれか)                          | ①在学証明書<br>②有効期限の記載のある学生証の写し<br>(ただし、夜間部・通信教育課程・大学院に在籍している場合は(3)に限る)                                                      |
|                                      | (3)子が18歳以上で学生でない場合<br>(①②のいずれかで最新のもの)                  | ①非課税証明書<br>②所得証明書                                                                                                        |
|                                      | (4)事由発生日を確認する書類                                        | ①配偶者の健康保険制度の被扶養者を取り消しとなったことが確認できる書類<br>※事由発生日は被扶養者取消日となります。<br>②国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険証の写し<br>※事由発生日は申請のあった日（発信日）となります。 |



# 被扶養者認定申請 — ポイントと事例 ①

私学共済制度では、主として加入者の収入で生計を維持している配偶者や子などの家族についても、病気やケガをしたときに保険診療等の給付を受けることができます。この家族のことを「被扶養者」といいます。

被扶養者の認定申請は難しく、必要な添付書類が分からないという声を聞きます。そこで、今月号から3回にわたり、被扶養者の認定申請に必要な書類について、具体的な事例を挙げて説明いたします。

## 1 被扶養者になれる人とは

### (1) 加入者と別世帯でも認められる人

配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます）、子、父母、孫、祖父母、弟妹

### (2) 加入者と同じ世帯に属さなければ認められない人

上記(1)以外の三親等内の親族、加入者の配偶者で届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父母・子、当該配偶者の死亡後における父母・子



## 2 主として加入者の収入によって生計を維持する人とは

恒常的な収入が年間130万円未満の所得である人をいいます。

また、障害を事由とする公的年金等を受けているとき又は60歳以上で公的年金等を受けているときは、恒常的な収入が年間180万円未満の所得である人をいいます。

## 3 恒常的な収入とは

次の(1)(2)のような継続して得られるもの（又はその予定のもの）をいい、所得金額の算定は課税上の所得金額の計算とは異なります。

### (1) 総収入金額で取り扱うもの

恩給・公的年金・個人年金・給与・傷病手当金・失業給付金など

### (2) 経費の実額を控除した後の所得金額で取り扱うもの

事業収入・不動産収入など

※ 2つ以上の種類の所得がある場合は、それぞれ合算した金額を恒常的な収入とします。



## 4 被扶養者の要件を備えた日とは

恒常的な収入が、認定要件より少ないことが確認できた日をいいます。確認できた日以降は被扶養者として認定されます。

### 【被扶養者の要件を備えた日の例】

加入者の私学共済制度への加入日、婚姻日、退職日の翌日、収入減となった日、出生日など

申請は、要件を備えた日から30日以内に！  
30日を過ぎると、さかのぼっての認定ができなくなります。

## 5 被扶養者の要件を備えた日から30日以内に申請

被扶養者の認定申請は、被扶養者としての要件を備えた日から30日以内に提出することにより、要件を備えた日にさかのぼって認定します。

ただし、要件を備えた日から30日を過ぎて申請があったときは、申請のあった日（発信日）からの認定となり、要件を備えた日にさかのぼって認定はされません。

保険診療等の給付を受けるうえで、いつから認定されるかは重要なことですので、注意してください。



## 6 認定には要件を確認する書類が必要

被扶養者の要件を備えていることを確認するため、被扶養者認定申請書には戸籍等の書類を添付してください。

◎「被扶養者認定申請書」は複写式のため、私学共済事業ホームページからダウンロードできません。用紙は共済事業本部又は各ガーデンパレス（東京・京都を除く）共済業務課へ請求してください。

## 共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5  
**☎03(3813)5321(代表)**  
 ご照会の際は、学校番号、加入者番号を  
 お手元にご用意ください。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

### 年末調整用証明書の送付

#### ①積立共済年金加入者

10月上旬に、生命保険料控除のための証明書（個人年金用・一般生命保険用）を積立共済年金加入者の届出住所あてに送付します。

#### ②共済定期保険加入者

10月末頃に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届出住所あてに送付します。

#### ③住宅貸付借受者

平成21年12月までに住宅貸付を借り受けた人の「住宅借入金等特別控除」のための平成22年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等あてに送付します。

※22年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、23年1月中旬に学校法人等あてに送付します。

### 電話による健康増進・介護相談サービス

東京臨海病院では、電話による健康増進・介護相談サービスを実施しています。健康上の不安や家族を介護するうえでの悩みなどについて、メディカルソーシャルワーカーが直接お答えするホットラインです（内容によっては、医師と相談のうえお答えします）。

東京臨海病院 医療福祉相談室

☎0120 (684) 550

プライバシーは厳守しますので、安心してご相談ください（携帯電話・PHSからも相談することができます）。

#### ◆相談を受けられる人

- ・加入者（任意継続加入者を含む）及びその家族
- ・75歳以上の教職員等及びその家族
- ・年金者及びその家族

#### ◆相談できる日時

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
 （祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

#### ◆相談費用

通話料、相談料ともに無料

#### ◆相談できる内容

健康相談、介護相談、介護情報

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

### 積立貯金 後期申し込み締め切り 残高通知書等の送付

- ①積立貯金の後期加入申し込みは**10月25日（月）**（私学事業団必着）までとなります。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。
- ②「積立貯金決算明細書」及び貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は、10月上旬に学校法人等あてに送付します。

加入者向広報「レター」11月号、積立共済年金の募集パンフレット等を10月下旬に学校法人等あてに送付します。

※共済定期保険のパンフレット等は、別便にて10月下旬に送付します。

### 10月の共済業務スケジュール

|        |                                               |
|--------|-----------------------------------------------|
| 4日(月)  | 貸付 送金                                         |
| 6日(水)  | 貸付 9月分定期償還期限                                  |
| 8日(金)  | 貯金 払込期限（必着）                                   |
| 15日(金) | 貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り                     |
| 20日(水) | 貯金 送金                                         |
| 22日(金) | 貸付 送金                                         |
| 25日(月) | 貯金 払戻・解約請求締め切り<br>積立共済年金 脱退申出等締め切り            |
| 28日(木) | 掛金 9月調定分口座振替（自振校のみ）<br>貸付 10月分定期償還口座振替（自振校のみ） |
| 29日(金) | 貸付 11月22日送金申し込み締め切り                           |

### 11月の共済業務スケジュール

|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
|        | 掛金 9月調定分納期限                            |
| 1日(月)  | 積立共済年金 後期加入申し込み開始<br>共済定期保険 後期加入申し込み開始 |
| 2日(火)  | 貸付 送金                                  |
| 6日(土)  | 貸付 10月分定期償還期限                          |
| 10日(水) | 貯金 払込期限（必着）                            |
| 15日(月) | 貸付 12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り              |



## INFORMATION

## 委員の就退任のお知らせ

## ◆共済審査会委員

(平成22年8月31日付)

退任 岡 行 輔  
 退任 嵯 峨 実 允  
 退任 中 井 敏 夫  
 退任 渡 部 茂

(平成22年9月1日付)

新任 飯 岡 利 通  
 新任 木 内 秀 樹  
 新任 佐々木 順 司  
 新任 三 友 宏

再任 大 竹 則 雄  
 再任 川 村 仁 弘  
 再任 鈴 鹿 勇 二  
 再任 町 田 信 夫  
 再任 和 智 紀 朗

## 助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

[http://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)

## 第10回私学振興債券の発行

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期・固定の貸付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、平成22年度は第10回私学振興債券(10年債)の発行を予定しており、主幹事に三菱UFJモルガン・スタンレー証券(事務)と野村證券を指名しました。

発行額、発行時期等については未定です。

財務部 経理第一課

☎03(3230)7272・7273

Eメール keiri1@shigaku.go.jp

## 私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実を図るための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的として、私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

平成23年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月初旬にホームページ等でお知らせする予定ですのでご覧ください。

総務部 人事課

☎03(3230)7883・7884

Eメール jinji@shigaku.go.jp

## 平成23年度「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」の公募締め切り

平成22年9月1日付けで、大学・短期大学・高等専門学校法人あてに送付しました、標記にかかる書類の提出締め切りが近づいています。

応募される学校法人は、期限までに「研究計画推薦書」、「研究計画調書」等、必要書類を本事業団寄付金課までご提出ください。

なお、公募要領、公募様式等については、本事業団ホームページ(<http://www.shigaku.go.jp/>)助成業務「学術研究振興資金」から、「平成23年度学術研究振興資金公募様式等」及び「平成23年度学術研究振興資金(若手研究者奨励金)公募様式等」をご覧ください。

提出期限 平成22年10月22日(金)

助成部 寄付金課

☎03(3230)7315・7316

Eメール kifukin@shigaku.go.jp



## 宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

### 龍馬ゆかりの地・太宰府天満宮へ

慶応元年（1865年）5月23日、坂本龍馬は太宰府を訪れ、天満宮参道の旅館に5日間滞在しました。その滞在中、龍馬は三条実美から薩長同盟の許しを得るとともに、薩摩・長州の藩士らと維新の密議を重ねたとされます。

福岡ガーデンパレスから太宰府まで電車で約40分。龍馬ゆかりの地を訪れてみませんか。



太宰府天満宮

### 加入者限定宿泊プラン

1泊2食 1名様

10月～11月 **8,500円**

12月～3月 **7,500円**

- ・夕食は、和食膳・洋食コース料理・和洋折衷料理よりお選びいただけます。
- ・お部屋はシングル・ツイン・ダブル・和室をご用意いたします。
- ・ご予約は3日前までとさせていただきます。
- ★連泊の場合2泊目以降1,000円割引になります。
- ※12月31日～1月2日は除きます。

#### 【太宰府天満宮までのアクセス】

西鉄電車「西鉄福岡（天神）」駅（福岡ガーデンパレスから徒歩7分）→「西鉄二日市」駅→「太宰府」駅下車、徒歩5分

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT



福岡カーテンパレス

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代)  
 (福岡空港・JR「博多」駅から地下鉄で「天神」駅下車、徒歩5分)  
<http://www.hotelgp-fukuoka.com>

## 融資事業のご案内

### 平成22年度融資のご相談お待ちしております！

本年度も私立学校の施設・設備の整備を支援する、固定金利で長期の事業団融資をご活用ください。

#### 平成22年度融資事業計画

| 融資費目        | 対象となる事業内容                                           | 22年度<br>計画額 | 融資金利（平成22年9月9日現在） |                       |
|-------------|-----------------------------------------------------|-------------|-------------------|-----------------------|
|             |                                                     |             | 20年以内<br>（うち据置2年） | 10年以内<br>（据置年数2年以内含む） |
| 一般施設費       | ①校（園）舎、体育館、講堂等の建築事業                                 | 47,700      | 1.7               | 1.0                   |
|             | ②校地等買収、造成事業                                         |             |                   |                       |
|             | ③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業にかかる施設の整備事業               |             |                   |                       |
|             | ④次世代型学校施設の整備事業                                      |             |                   |                       |
|             | ⑤温暖化対策のための整備事業                                      |             |                   |                       |
|             | ⑥防災（耐震）機能強化の改修事業                                    |             |                   |                       |
| 特別施設費       | ①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業                         | 40,100      | 1.8               | 1.1                   |
|             | ②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業                           |             | 1.4               |                       |
| 災害復旧費       | 風水害、地震等による災害復旧事業                                    | 100         | 1.0               | —                     |
| 公害対策費       | 騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業                          | 100         | 1.4               | —                     |
| 教育環境<br>整備費 | ①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校              | 2,000       | 0.6               | 5年6か月以内<br>（うち据置6か月）  |
|             | ②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器<br>備品・装置、車両等の購入 |             | 1.0               | 10年以内<br>（うち据置2年）     |
|             | ③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品                       |             | 0.7               |                       |
|             | ④過疎地の高等学校の経営に必要な資金                                  |             | 0.6               | 5年6か月以内<br>（うち据置6か月）  |
|             | ⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金                             |             | 0.6               |                       |

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

ご相談はお早目にどうぞ!!

問い合わせ先  
 （私学振興事業本部）

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)



#### 群馬バス大学

平成22年4月、群馬県高崎市（JR高崎問屋町駅から徒歩8分）にメインキャンパスを移転しました。明るく開放的なキャンパスの各所に、学生と学生、学生と教員のコミュニケーションスペースをゆとりと設けています。今後も新たなキャンパスを拠点に「人間愛にあふれた保健医療専門職の育成」に邁進します。